

KITAHAMA⁺

北浜法律事務所 リーガルマガジン

PLUS

Vol. 09

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

生田
美弥子
弁護士

国際関係法務／欧州／北米／東南アジア

データプロテクション
個人情報保護法
GDPR等)

メステックキー・ジェリー
外国法事務弁護士

国際関係法務／欧州／北米
国際紛争解決（仲裁・調停）

中亮介
弁護士

国際関係法務／欧州／北米
データプロテクション
個人情報保護法、GDPR等)

EU : Creating World Standards

国際標準で先行するEU

特集

法務 Troubleshooting
EUにおける
「サプライチェーンと人権」の
これから

対象企業が大幅に拡大
欧州における
ESG 情報開示ルールの強化と
日本企業への影響

ビジネスパーソンの休憩時間
ネットボールをご存知ですか？



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991



Miyako Ikuta



Ryosuke Naka



メステッキー ジェリー 外国法事務弁護士 Jiri Mestecky

外国法事務弁護士(米国イリノイ州弁護士資格)で、大阪を拠点とする法律事務所で初めての外国人パートナー。2003年から北浜法律事務所に在籍し、それ以前はイリノイ州のシカゴで6年間、日本や海外のクライアントに対して弁護士活動を行う。また、在日米国商工会議所関西支部会頭も務め、長年、日本における国際的なビジネス界に深く関わっている。



Profile



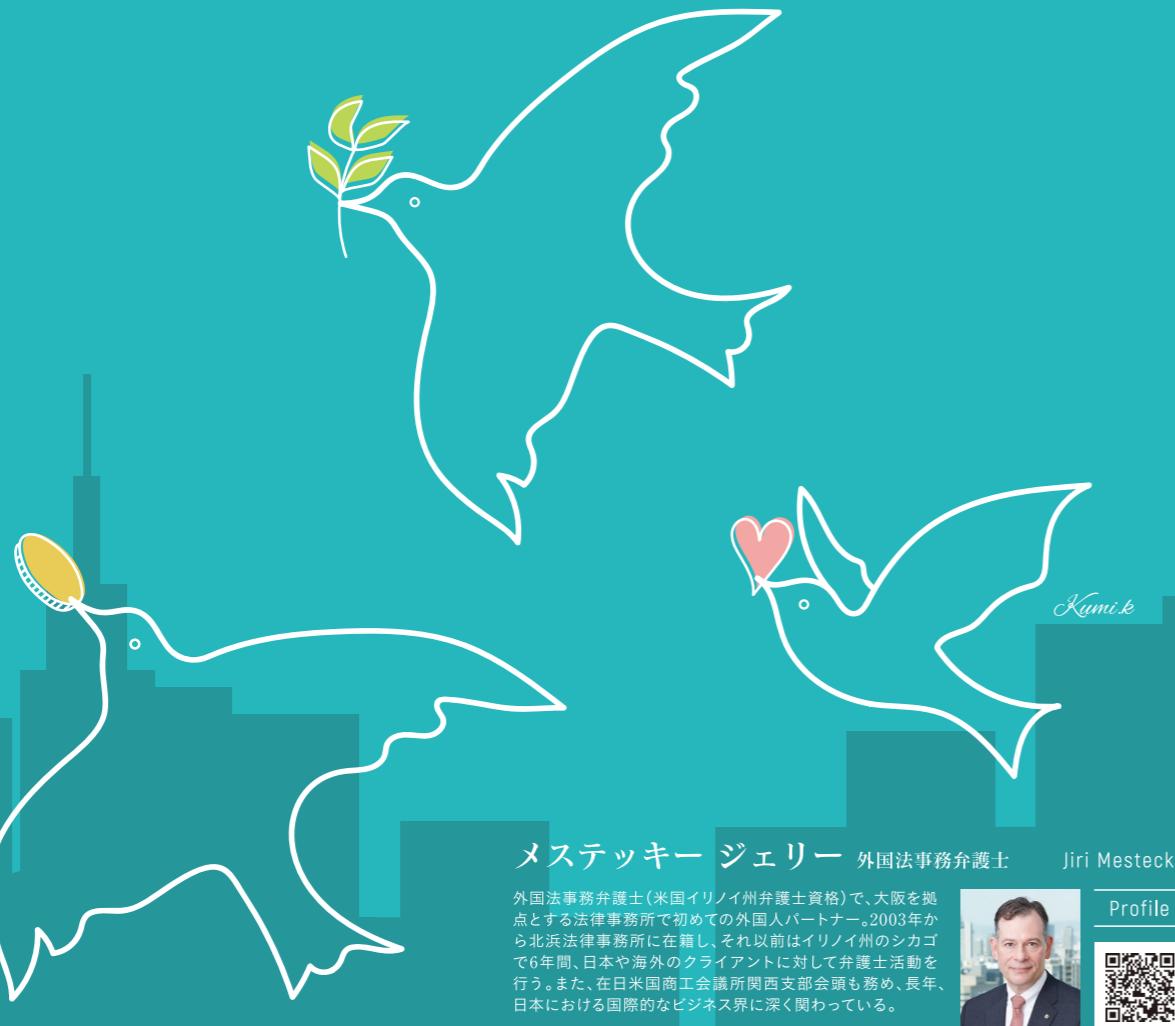
EU : Creating World Standards

国際標準で先行するEU

最近では、ESG投資、GDPR、サステナビリティ、SDGsなど、欧州発信の理念や活動が国際標準化してきています。

そのことが日本企業に与える影響や先行きは?そもそもこの考え方のベースには何があるのでしょう?

ヨーロッパの文化的背景を良く知る欧州ゆかりの弁護士が、わかりやすくお話しします。



KITAHAMA^{PLUS}

message



今号のKITAHAMAプラスは、ヨーロッパ・プラクティス・グループ(EPG)をご紹介いたします。

北浜法律事務所のEPGは、ヨーロッパという地域に着目して設立された、

日本の大手法律事務所における最初期のグループです。

欧州諸国における有力法律事務所との密接なパイプを持ち、

日本と欧州のクロスボーダー案件において、効率的な連携体制を整えています。

今号は一冊全て、欧州に関するハイレベルなリーガルサービスを提供している

EPGチームが執筆いたしました。

実績ある弁護士が語るEUの今と、これから。

ぜひご一読ください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



ストップできれば、環境破壊も止まり、持続可能な世界を実現できるかもしれません。

顧客など、自分と連なる誰もが擡取に
関わっていないことを恒常に相互
チェックし、責任を持たなければなり
ません。負の連鎖を断ち切ることで一
気にサステイナブルな社会にしていこ
う、というわけです。

これは欧州の27、8か国が知恵を
絞って議論を尽くして絞りだした答え
であり、軽々に変えられない普遍性が
あることにも注目したいところです。

中 人権、GDPR、サステナビリティ、
SDGsは全て繋がっているということ
ですね。ところで最近は、外国から
の直接投資について、事前事後の審査
を要求される場面も多くなりましたね。
ジエリー 欧州市場への外国直接投資
について、より厳密に審査する制度が、

サステナビリティ、SDGsなど、最

日本の個人情報保護法制や実務にも多大な影響を与えています。2019年1月には、日本とEUが相互に十分性を認定し、多くの企業は、「やれやれ」と思ったことでしょう。しかしその後日本では個人情報の利活用や流出を巡つて注目を集めること例が相次いで個人からいつ不安の声が上がつてもおかしくないよう風向きが変わつてきました。日本の法律もGDPRを強く意識して改正を重ねており、ギヤップを埋める努力が続けられていますので日本の個人情報保護分野の実務は、今後もEUの影響を強く受け続けるでしょう。GDPRだけでなく、人権や

例えば、SDGsのベースには「人権」があります。元々国家権力から人を守るのが人権ですが、国ではない巨大グループ企業の Exploitation（搾取）が問題になっている昨今、人権の在り方も変わりつつあります。現代の搾取は巧妙でわかりにくく、搾取される側は容易にそうと気づかないため、従来のことことがであります。

我々EPGは、緊密に連携しあう法律事務所及びコンサルタントとの広範囲なネットワークを有していますので依頼者に対して、様々な国の取引について、円滑かつ効果的な方法で支援することができます。

日本の個人情報保護法制や実務にも大きな影響を与えています。2019年1月には、日本とEUが相互に十分性を認定し、多くの企業は、「やれやれ」と思ったことでしょう。しかしその後、日本では個人情報の利活用や流出を巡って注目を集めること例が相次いで個人からいつ不安の声が上がつてもお

近は欧州発信の理念や活動が活発化している印象がありますね。

人権、GDPR、
サステナビリティ、SDGs…
全てが繋がっている。

ジエリー 北浜法律事務所は、日本の法律事務所としては珍しく欧州地域にフォーカスしたプラクティス・グループを擁しています（ヨーロッパ・プラクティス・グループ。“EPG”）。“EPG”は、EUその他の欧州諸国に関するハイレベルで効率的、かつ効果的なリーガルアドバイスを提供するため誕生したのですが、日本の依頼者アウトバウンドニーズに応えるだけでなく、欧州系依頼者のインバウンドニーズにも対応しています。チエコの国籍を有する米国弁護士、欧州域内で実務経験あるフランス資格を有する日

これにより、今後、多くのEU諸国が一定のタイプの外国投資、とりわけ非常に重要な産業やインフラに影響を及ぼす外国投資に対して、政府の承認を求められることになります。したがって、欧洲に投資を行おうとする当事者は、にとつて、各国の規制を理解し、取引を計画通りに無事に実行することに問題となるリスクを認識し、最適なスケジュールを策定しその計画を進めらるようになるために、対象国における様々な外国直接投資審査規制を考慮することが不可欠となります。

ヨーロッパ・プラクティスグループは、長年にわたり、欧州案件の実務経験を積み重ね、実績を積んでいます。案件に応じて最適な欧州圏の弁護士等と協働し、クロスボーダー・ビジネスを力強く支えます。どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990 <https://www.kitahama.co.jp>



A professional portrait of a man with dark hair and glasses, wearing a dark blue pinstripe suit, white shirt, and striped tie. He is seated, gesturing with his hands as if speaking, against a blurred background of a city skyline through a window.



世界的に、ESG（環境・社会・企業統治）やSDGs（持続可能な開発目標）など、持続可能な社会をつくるための取り組みが広がっていますが、2021年4月、欧州委員会は、企業によるESGに関する情報開示ルールについて、2014年に施行された非財務情報開示指令（NFRD）を強化する改正案（企業持続可能性開示指令／CSRD案）を発表しました。現行ルールでは、開示義務の対象となるのは従業員が500名を超える上場企業等に限定されているのに対し、改正案では、これを、中小企業を含むほぼ全ての上場企業に広げるほか、非上場企業であっても、①貸借対照表の合計額が200万ユーロ以上、②純売上高が4000万ユーロ以上、③年間の平均従業員数が

250人以上のうち、2つ以上を満たす企業に拡大することが予定されており、対象企業数は現在の約1万700社から約5万社に増加すると見込まれています。また、新指令の下では、開示対象となる情報の内容についても見直しが行われる予定です。なお、英政府も、気候変動に関する情報開示を段階的に企業等に対し義務付けることを公表しています。

欧州委員会は、前記の改正案について、2024年（2023年会計年度分）からの施行を目指しており、欧州に拠点を有する日本企業の中には開示義務の対象となる企業も出てくることも想定されるため、状況を注視しながら、施行に向けた準備を進めていく必要が

欧州における 日本企業への影響 ESG情報開示ルールの強化と ESG情報開示ルールの強化と

社会や環境問題について
すべての人が真剣に考えるべき
時代になってきています。



川田 由貴 弁護士
Yuki Kawata

Profile

ネットボールをご存知ですか？

イギリスの小学校に通っていた際、私はネットボールというスポーツに熱中していました。ネットボールは、イギリスでバスケットボールを女性向けに改良したことで誕生したスポーツで、バスケットとの大きな違いはドリブルが禁止であることです。また、各ポジションがコートの決められたエリア内でしかプレーできないため、チーム内の連携が必須で、相手との駆け引きも大きな魅力です。イギリス発祥のテニスやラグビーのように、いつかネットボールも広まる日が来ないかなと思い続けています。



屋嘉 まりあ 弁護士
Maria Yaka

Profile

屋嘉 まりあ 弁護士の

オススメ
Sports

Relay column

対象企業が大幅に拡大

File / 09



法務 Troubleshooting

EUにおける 「サプライチェーンと人権」のこれから

ビジネスと人権に関する国連指導原則の採抲、英国現代奴隸法の成立をはじめ、2010年代は「サプライチェーンと人権」が注目されてきました。2020年代、EUは人権デューデリジェンス（自社のサプライチェーンの中に児童労働、強制労働、長時間労働、雇用差別等の人権侵害が行われていないかを監査すること、以下「人権DD」といいます。）を義務化する流れにあり、企業の責任はいっそう重大なものとなります。

近時、ドイツは、世界に先駆けて人権DDを義務化しました。人権や環境に関連するリスク管理体制を確立すること、定期的なリスク分析を実施すること、具体的なリスクが確認された場合には正措置を講じること等を義務化する法律が2021年6月25日に成立し（2023年1月1日発効予定）、ドイツ法人はもちろん、ドイツに支店を置く一定の外国会社も対象です。EUも、2021年3月10日、欧州議会が欧州委員会に対し人権DDの法制化を決議しており、これに基づくEU指令が、2022年～23年には施行される見込みです。人権DDは「義務だから」やるという消極的なものではなく、企業の調達上のリスク排除や、持続的な成長に資するものです。グローバルに展開する企業は、間接的であっても労働搾取の上に成り立つべきでない時代であることを自覚し、自社の企業価値を高めるべく、積極的に人権DDに取り組むことが期待されます。

日本でも、遠くない将来、人権DDが義務化される日が来るかもしれません。既に人権DDを根付かせるべく、日弁連による「人権デューデリジェンスのためのガイドライン（手引き）」（2015年1月）、政府による「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」（2020年10月）等が公表されており、日本企業の中にも、人権DDに取り組み、情報をウェブ上で公表する企業は増加しています。

劣悪な労働環境が
生まれない社会へ！

細井 南見 弁護士
Minami Hosoi

Profile

